## 三次市教育委員会議案第48号

三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を次のように 提案する。

平成22年3月30日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(案)

三次市立小中学校通学区域に関する規則(平成18年三次市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

## 第2条の表中

Г

甲奴小学校	甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・
	太郎丸・小童(高山)・宇賀(高山)
小童小学校	甲奴町のうち小童(高山及び広石を除く。)
宇賀小学校	甲奴町のうち宇賀(高山を除く。)・小童(広石)

」を

Γ

甲奴小学校	甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・
	太郎丸・小童(高山及び広石)・宇賀
小童小学校	甲奴町のうち小童(高山及び広石を除く。)

」に

改める。

附 則

この規則は,平成22年4月1日から施行する。